

資料

**求職者支援制度における新たな職業訓練の在り方について  
(案)**

# 求職者支援制度における新たな職業訓練の在り方について

(案)

## はじめに

- 近年、厳しい雇用失業情勢が続く中で、離職者の増加や、離職者を新たな雇用に結びつけるための職業訓練へのニーズの高まりを踏まえ、一昨年夏から、雇用保険を受給できない者等を対象とした職業訓練（以下「基金訓練」）と、基金訓練受講者のうち所得、資産等に関する一定要件を満たした者に対する生活給付を行う緊急人材育成支援事業が実施されている。
- 「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）においては、平成 23 年度に、雇用保険と生活保護の間の「第 2 のセーフティネット」として、雇用保険を受給できない求職者に対する職業訓練及び給付を行う「求職者支援制度」を恒久制度として創設することとされている。  
同制度の創設に向け、労働政策審議会では、職業安定分科会雇用保険部会においては給付、就職支援や財源を含めた制度全体の在り方に関する検討を、また、本分科会においては同制度において新たに実施する職業訓練（以下「新訓練」）の在り方に関する検討を、それぞれ行ってきた。
- 本分科会は、これまでの議論を踏まえ、新訓練の目的、対象者の範囲、新訓練の内容、効果的な訓練の実施の在り方等について、以下のとおり取りまとめる。

## 第 1 新訓練の目的

- 新訓練は、雇用保険を受給できない求職者に対し、国が整備する新たな雇用のセーフティネットとして、必要な職業能力を付与し、できる限り早期に、より安定した職業生活への移行を促すとともに、これにより社会や経済を支える人材の育成に資するものであると位置づけることが適当である。

## 第 2 対象者の範囲

### (対象者の属性について)

- 新訓練については、原則として、第 1 のセーフティネットである雇用保険の受給資格がない者を対象とし、雇用保険の被保険者や 65 歳以上の求職者は対象外とすることが適当である。

### (個々の求職者に求められる要件について)

- 新訓練は、あくまで訓練による知識・技能の習得により、就職を目指す求職者を対象に行われるべきものであり、一定の要件を満たす訓練受講者に対して、あわせて給付が行われることから、当該給付の受給を第一の目的として新訓練を受講しようとするケースや、就職によらない個人的関心や興味等により受講しようとするケースが生じ得る。このようなケースの発生を防ぐため、新訓練の受講者には、訓練を真剣に受講し、それにより就職しようとする意欲と能力が認められることを要件とすることが適当である。

### 第3 新訓練の内容と実施機関の確保

#### (訓練コースの内容・設定について)

- 新訓練は、就業経験がない求職者、非正規就業を繰り返しており雇用保険に加入していなかった、又は加入しても給付の受給資格を得るに至らなかつた求職者や雇用保険の受給期間が終了した後も就職していない求職者に対し、就職に必要なコミュニケーション能力等のヒューマンスキルを含めた基礎的能力から実践的能力までをの付与するまでを行うものとし、就職ガイダンス・指導などのキャリア形成支援が含まれているものとすることが適当である。
- 新訓練の類型は、受講者の多様な状況に対応できるよう、基礎的能力から実践的能力までを一括して付与する訓練を中心としつつ、基礎的能力のみを付与する訓練も必要である。
- 訓練コースの設定に当たっては、政府の新成長戦略等において成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとすることが重要である。
- このため、訓練コースの設定基準については、就職を実現するための訓練及び就職支援であること並びに施設・設備及び講師、カリキュラム内容、訓練期間、実績等が適切であることを見極められるものとともに、過度に詳細で硬直的な運用とならないよう、地域や産業の実情に応じ、柔軟な訓練が実施できるものとすることが適当である。
- また、新訓練が効果的に実施されるよう、労使や教育訓練機関などの関係者の意見を聞き、制度の運用を行う上での参考にする仕組みを設けることが適当である。

#### (訓練の規模について)

- 新訓練は、上記の要件に該当する求職者を対象とし、その時々の雇用失業情勢に応じて適切な規模で実施することが重要である。

#### (訓練実施計画について)

- 新訓練が効果的、効率的に実施されるよう、労使、教育訓練機関等の意見を聞いて、訓練の規模、重点分野等の訓練実施計画を取りまとめる仕組みを設けることが適当である。

#### (訓練実施機関の属性について)

- 新訓練は、受講者の就業経験や能力等が多様であることから、訓練コースの設定に当たっては、様々な民間教育訓練機関の創意工夫や柔軟なアイデア（地域や訓練分野などにより、公的施設・機関の活用等を含む。）を尊重する制度とすることが重要である。
- 上記を踏まえ、新訓練については、国が訓練の内容を一元的に作成するのではなく、各訓練実施機関が作成する訓練の内容案が一定の設定基準に適合するか否かを審査・認定し、実施させる仕組みとすることが適当である。

#### 第4 求職者の新訓練への誘導・就職支援

##### (新訓練への適切な誘導について)

- 求職者を新訓練に誘導するに当たっては、ハローワークにおいて、当該求職者の適性や就職先として希望する職種・業務内容を見極めた上で、それに応じた適切な訓練に誘導するため、ジョブ・カードを活用し用いたキャリア・コンサルティングを行うとともに、訓練受講を希望する者の受講目的や受講意欲を確認するものとすることが適当である。
- その際には、あらかじめ、就職に資する取得可能な資格等の内容など、訓練コースごとに修了後に達成が見込まれる知識・技能の習得水準を明らかにしておく必要がある。
- なお、訓練開始後にあっても、求職者が意欲をもって真剣に訓練を受講することが重要であり、万一受講態度に問題が生じる場合には、是正に向けての十分な指導を行う等、適切な措置を講ずることが適当である。

##### (訓練受講者への就職支援について)

- 新訓練を受講する求職者が、訓練修了後、訓練により習得した能力が活かせる職場に早期に就職できるよう、ハローワークや訓練実施機関が連携し、訓練受講期間中からの訓練実施機関において就職支援の責任者を配置すること及びジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングや求職活動のを促進をハローワークと連携しつつ行うこと並びにすとともに、訓練修了後のハローワークによる訓練履歴等を記載したジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングなどの機会を積極的に提供する等して、就職支援することが重要である。

#### 第5 訓練の評価と効果的な訓練の実施のための措置

##### (訓練実施効果の評価指標について)

- 本制度の目的が求職者のできる限り早期の、より安定した職業生活への移行にあることに鑑みかんがみ、新訓練の効果測定に当たっては、原則として、新訓練受講者の就職率を評価指標とすべきである。また、就職した場合には、雇用形態や分野、職場への定着状況についても把握することが望ましい。
- その際、訓練修了後の就職・定着等の状況を適切に把握できるようにする仕組みづくりが重要である。

##### (より効果的な訓練実施のための方策について)

- 訓練受講者が、訓練の全てすべての期間にわたってモチベーションを維持しながら受講できるよう、訓練実施機関に、個々の受講者が訓練の途中段階及び終了時における成果や到達度を実感できるような措置を講じさせることが適当である。この措置は、訓練の効果を評価する観点からも重要である。
- 新訓練においては、基礎的能力のみを付与する訓練を除き、訓練実施機関によるが、受講者の就職に向けた、カリキュラムや就職支援を積極的に改善する取組を促すため、就職実績に応じた財政的支援を行う仕組みとすることが適当である。
- こうした財政的支援を行う際には、本制度の目的が求職者の早期就職にあることを踏まえ、訓練実施機関が、受講者の訓練期間中の就職を理由とした受講中止を抑制することにつながらないよう工夫することも重要である。

- なお、現行の基金訓練においては、訓練受講者数に応じて支払われる「訓練奨励金」のほか、新規に訓練コースを設定した訓練実施機関に対し、定員規模と訓練期間に応じて支給される「新規訓練設定奨励金」が存在するが、現行事業の推進によりこれまでに一定規模の訓練実施機関が育成されていることや既存の訓練コースとの公平性等も勘案し、新訓練においては、訓練コースの新規設定に対する特別な支援措置は行わないことが適当である。

#### (受講生による適正な訓練受講の方策について)

- 訓練修了後は訓練により習得した知識・技能を活かせる分野への就職活動に専念すべき観点から、求職者が漫然と訓練受講を繰り返すようなことのないよう、同種の訓練の連続受講は認めないこととし、また、訓練修了後は訓練により習得した知識・技能を活かせる分野への就職活動に専念すべき観点からも、基礎的能力のみを付与する訓練の次に公共職業訓練を受講する場合を除き、訓練の連続受講は認めないこととして訓練修了後一定期間は、原則として、新たな訓練をあっせんしないこととすることが適当である。
- 併せて、出席の判定を厳格に実施することなど受講者が訓練を最後まで受け続けるような動機付けを行うことが重要である。

### 第6 訓練の事業運営体制の確保について

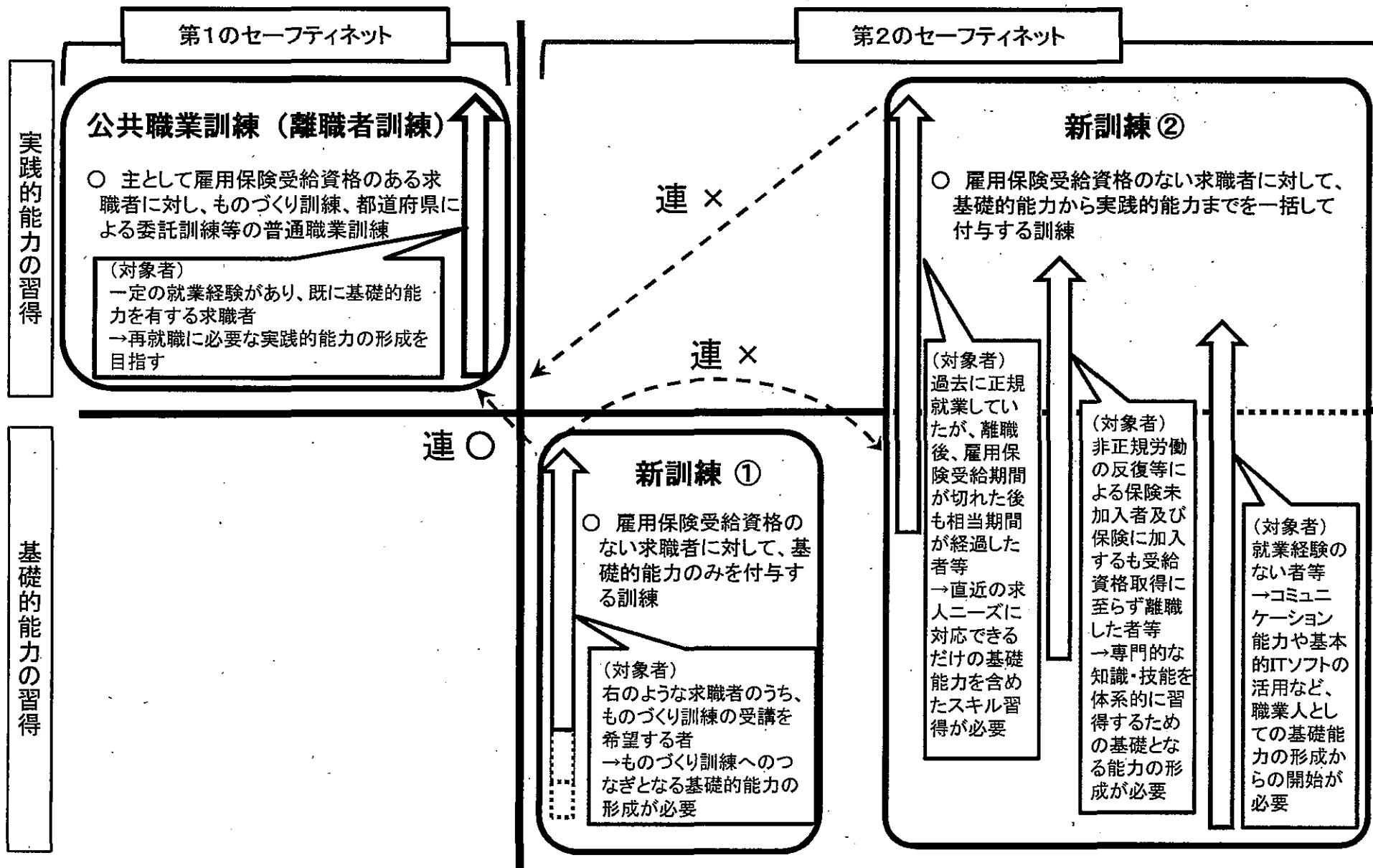
#### (求職者支援制度における新訓練の事業運営体制について)

- 新訓練は、国が雇用のセーフティネットとして責任をもって運営すべきであり、全国一律に利用できるユニバーサルなサービスとして実施すべきものであることから、都道府県労働局やハローワークを活用することが適当である。
- また、民間教育訓練機関が作成する訓練カリキュラムを適切なものにするための援助、成長分野に係る訓練を実施する機関の開拓、新訓練の認定等は、職業訓練の実施に関する知見やノウハウを有する独立行政法人雇用・能力開発機構を活用することが適当である。

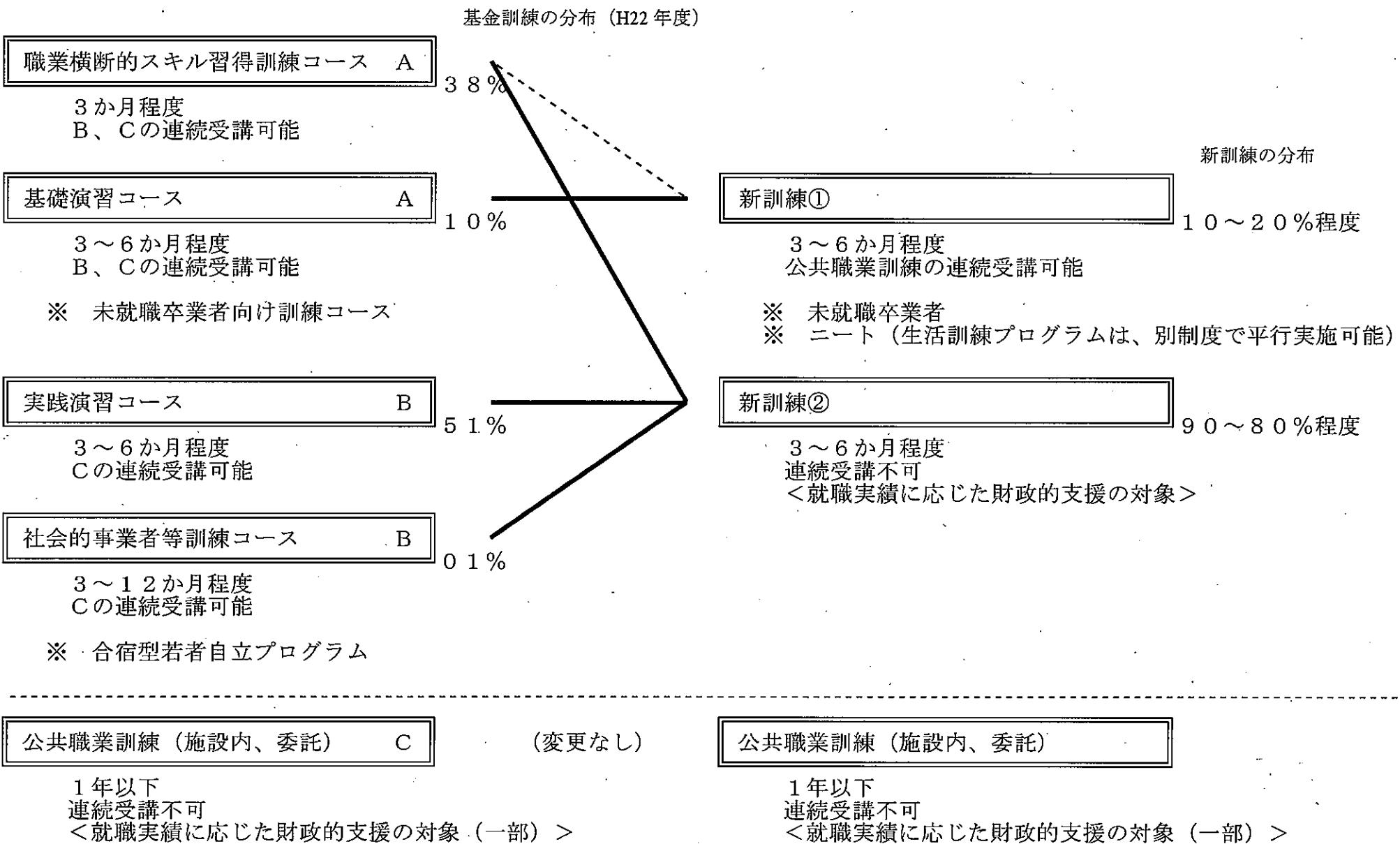
### 第7 その他

- 緊急人材育成支援事業が期間延長されたところであるが、同事業から求職者支援制度に円滑に移行できるよう、また、求職者に対して適切な支援を維持できるよう、制度の在り方や運用において配慮すべきである。
- 訓練修了後の就職・定着等の状況を把握して訓練及び就職支援の効果を分析すること及びその結果を制度の在り方や運用に反映させることが重要である。

# 新訓練等の体系(案)

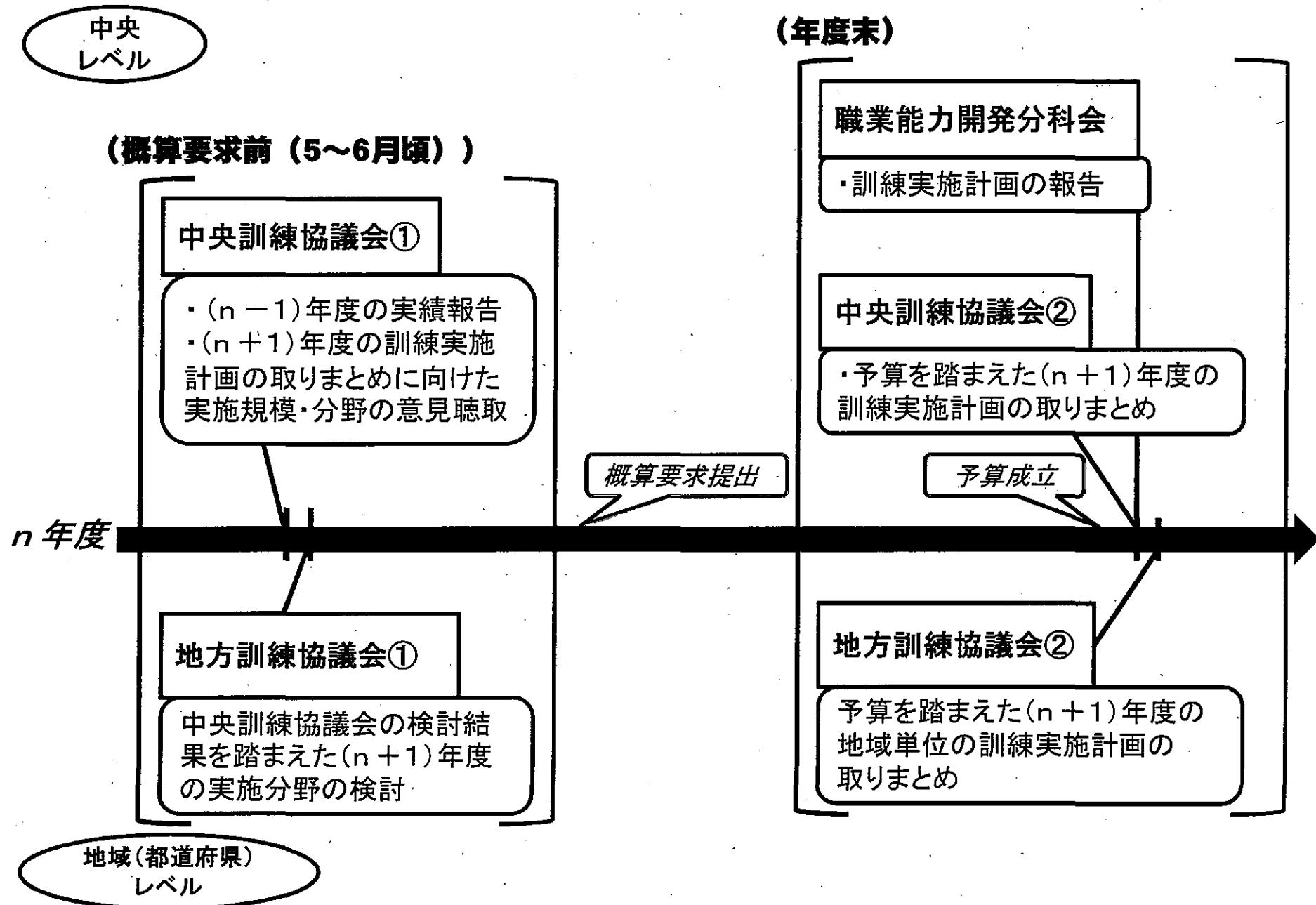


## 現行基金訓練の類型と新訓練の類型（案）



(注) 上図における太線等は相当割合の移行が見込まれることを示すものであって、移行を保証し又は制限するものではない。

# 訓練実施に係る年間の事業サイクル(イメージ)



# 參考資料

基金訓練計画認定分(22年度実績(23年1月18日現在))

職業横断スキル				基礎演習コース		実践演習コース		社会的事業者等訓練コース		合計	
IT基礎		営業・販売・事務									
コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数
5,392	112,470	914	21,298	1,664	40,201	7,980	191,537	184	3,005	16,134	368,511

分野	IT	事務	医療事務	介護福祉	農林業	電気関連	機械・金属	建設関連	その他
コース数	1,936	1,594	829	1,327	117	47	103	347	1,680
定員数	45,424	38,729	20,823	34,355	2,314	1,168	1,806	7,602	39,316

22年度実績（23年1月18日現在）

都道府県	01_職業横断スキル				02_基礎演習		03_実践演習		04_社会的事業者等		合計	
	01_I T基礎		03_営業・販売・事務		02_基礎演習		03_実践演習		04_社会的事業者等		合計	
	コース件数	定員数	コース件数	定員数	コース件数	定員数	コース件数	定員数	コース件数	定員数	コース件数	定員数
01 北海道	303	7,515	35	845	66	1,668	385	10,042	4	60	793	20,130
02 青森県	66	1,396	20	382	26	577	95	2,051	1	20	208	4,426
03 岩手県	82	1,495	4	72	17	322	63	1,041	2	3	168	2,933
04 宮城県	99	1,893	12	220	9	195	113	2,378	0	0	233	4,686
05 秋田県	50	908	12	217	9	175	48	1,008	0	0	119	2,308
06 山形県	48	1,012	4	74	18	400	64	1,346	0	0	134	2,832
07 福島県	115	2,197	16	296	39	938	90	1,910	0	0	260	5,341
08 茨城県	161	3,163	18	320	35	863	142	3,132	1	15	357	7,493
09 栃木県	263	5,150	5	97	52	1,127	156	3,335	6	49	482	9,758
10 群馬県	74	1,754	9	241	13	293	100	2,697	0	0	196	4,985
11 埼玉県	202	4,166	41	1,052	69	1,559	260	6,631	6	130	578	13,538
12 千葉県	222	4,150	24	552	80	1,940	290	7,162	9	136	625	13,940
13 東京都	445	10,305	169	4,615	119	2,967	1,121	29,262	17	387	1,871	47,536
14 神奈川県	187	3,742	31	839	92	2,288	306	7,719	13	128	629	14,716
15 新潟県	73	1,399	7	100	28	523	135	2,955	3	52	246	5,029
16 富山県	33	547	8	156	15	285	50	889	8	53	114	1,930
17 石川県	42	691	7	115	35	604	66	1,441	0	0	150	2,851
18 福井県	25	430	10	192	4	110	42	848	1	20	82	1,600
19 山梨県	40	813	17	330	3	90	34	737	0	0	94	1,970
20 長野県	63	1,202	14	304	8	150	105	2,282	5	55	195	3,993
21 岐阜県	79	1,417	9	204	28	778	117	2,663	1	10	234	5,072
22 静岡県	157	2,702	16	326	17	364	152	3,244	2	50	344	6,686
23 愛知県	220	4,900	22	519	52	1,364	349	8,287	10	163	653	15,233
24 三重県	65	1,099	5	89	5	115	48	1,070	2	40	125	2,413
25 滋賀県	43	870	4	88	30	683	53	1,076	1	12	131	2,729
26 京都府	139	2,982	32	768	15	349	184	4,560	1	12	371	8,671
27 大阪府	464	10,172	129	3,099	103	2,439	964	24,200	10	150	1,670	40,060
28 兵庫県	232	4,094	33	707	80	1,946	374	8,546	9	129	728	15,422
29 奈良県	87	1,751	23	555	10	261	71	1,557	1	15	192	4,139
30 和歌山県	110	2,391	18	404	8	162	72	1,568	1	20	209	4,545
31 鳥取県	13	266	5	95	21	410	23	450	0	0	62	1,221
32 島根県	31	461	1	16	4	95	21	447	1	3	58	1,022
33 岡山県	13	278	6	160	4	100	142	3,335	0	0	165	3,873
34 広島県	109	2,189	17	366	1	20	164	3,973	1	20	292	6,568
35 山口県	26	515	6	91	17	319	58	1,355	0	0	107	2,280
36 徳島県	20	383	4	72	2	45	34	682	1	15	61	1,197
37 香川県	49	932	10	175	5	112	37	746	4	56	105	2,021
38 愛媛県	57	975	5	107	11	292	39	761	8	164	120	2,299
39 高知県	9	149	0	0	2	54	21	380	2	10	34	593
40 福岡県	326	7,649	48	1,130	40	1,094	599	15,066	8	165	1,021	25,104
41 佐賀県	45	1,073	4	80	43	1,001	66	1,468	1	20	159	3,642
42 長崎県	106	2,166	3	57	47	1,117	103	2,623	5	112	264	6,075
43 熊本県	127	2,970	13	304	68	1,731	170	3,992	7	130	385	9,127
44 大分県	58	1,267	3	65	20	539	82	1,979	2	34	165	3,884
45 宮崎県	32	684	2	50	58	1,372	90	2,048	4	51	186	4,205
46 鹿児島	67	1,466	1	20	37	804	90	1,908	17	348	212	4,546
47 沖縄県	115	2,741	32	732	199	5,561	192	4,687	9	168	547	13,889
総計	5,392	112,470	914	21,298	1,664	40,201	7,980	191,537	184	3,005	16,134	368,511

## 基金訓練応募状況(平成23年1月18日現在)

- 応募倍率については、すべての新規求職者への積極的な周知により1.4倍を超えることもあったが、訓練コースの開拓に努めたことなどから訓練設定数が大きく増加したことにより、最近の応募倍率は0.9倍台で推移している。
- 定員充足率については、充足率向上のための取組の強化により80%以上の充足率が続いているが、訓練設定数が大きく増加し定員数が増えたことにより、最近の充足率は70%程度となっている。

		コース数	定員数	応募者数	入校者数	応募倍率	定員充足率
21年度計	職業横断的ITスキル	1,709	33,636	38,614	27,287	1.15	81.1%
	基礎演習	196	4,289	4,194	3,216	0.98	75.0%
	実践演習	916	21,145	31,058	17,993	1.47	85.1%
	介護系	214	5,431	10,712	5,059	1.97	93.2%
	医療事務系	168	3,986	5,301	3,409	1.33	85.5%
	情報系	191	4,323	6,113	3,776	1.41	87.3%
	その他	343	7,405	8,932	5,749	1.21	77.6%
	社会的事業者等	2	40	40	39	1.00	97.5%
小計		2,823	59,110	73,906	48,535	1.25	82.1%
4月開講	職業横断的ITスキル	497	10,492	13,521	8,979	1.29	85.6%
	基礎演習	129	2,955	2,850	2,259	0.96	76.4%
	実践演習	393	9,208	14,239	7,970	1.55	86.6%
	介護系	89	2,249	4,281	2,022	1.90	89.9%
	医療事務系	56	1,422	2,285	1,294	1.61	91.0%
	情報系	87	2,019	2,803	1,749	1.39	86.6%
	その他	161	3,518	4,870	2,905	1.38	82.6%
	社会的事業者等	9	190	187	141	0.98	74.2%
小計		1,028	22,845	30,797	19,349	1.35	84.7%
5月開講	職業横断的ITスキル	449	9,196	11,494	7,579	1.25	82.4%
	基礎演習	140	3,331	3,287	2,493	0.99	74.8%
	実践演習	394	8,941	14,279	7,750	1.60	86.7%
	介護系	79	1,995	3,890	1,828	1.95	91.6%
	医療事務系	56	1,393	2,354	1,287	1.69	92.4%
	情報系	78	1,745	2,928	1,527	1.68	87.5%
	その他	181	3,808	5,107	3,108	1.34	81.6%
	社会的事業者等	13	192	225	149	1.17	77.6%
小計		996	21,660	29,285	17,971	1.35	83.0%
6月開講	職業横断的ITスキル	561	11,642	12,566	9,182	1.08	78.9%
	基礎演習	161	3,718	3,572	2,754	0.96	74.1%
	実践演習	474	11,145	15,789	9,555	1.42	85.7%
	介護系	121	3,155	4,787	2,817	1.52	89.3%
	医療事務系	71	1,727	2,349	1,513	1.36	87.6%
	情報系	99	2,256	3,360	1,918	1.49	85.0%
	その他	183	4,007	5,293	3,307	1.32	82.5%
	社会的事業者等	11	142	131	107	0.92	75.4%
小計		1,207	26,647	32,058	21,598	1.20	81.1%
7月開講	職業横断的ITスキル	584	12,301	12,038	9,060	0.98	73.7%
	基礎演習	90	2,151	2,155	1,568	1.00	72.9%
	実践演習	585	14,318	16,806	11,165	1.17	78.0%
	介護系	123	3,149	4,686	2,778	1.49	88.2%
	医療事務系	69	1,768	2,338	1,457	1.32	82.4%
	情報系	151	3,663	4,183	2,895	1.14	79.0%
	その他	242	5,738	5,599	4,035	0.98	70.3%
	社会的事業者等	20	262	214	177	0.82	67.6%
小計		1,279	29,032	31,213	21,970	1.08	75.7%

	コース数	定員数	応募者数	入校者数	応募倍率	定員充足率
8月開講	職業横断的ITスキル	447	9,437	8,655	6,696	0.92
	基礎演習	87	2,173	1,797	1,444	0.83
	実践演習	525	12,413	13,755	9,515	1.11
	介護系	86	2,203	2,959	1,867	1.34
	医療事務系	67	1,685	1,901	1,365	1.13
	情報系	133	2,999	3,313	2,293	1.10
	その他	239	5,526	5,582	3,990	1.01
	社会的事業者等	13	159	113	100	0.71
	小計	1,072	24,182	24,320	17,755	1.01
						73.4%
9月開講	職業横断的ITスキル	673	13,950	13,061	10,221	0.94
	基礎演習	191	4,621	4,221	3,340	0.91
	実践演習	742	17,909	18,938	13,154	1.06
	介護系	158	4,206	5,094	3,301	1.21
	医療事務系	77	1,938	2,022	1,492	1.04
	情報系	169	3,918	4,635	3,084	1.18
	その他	338	7,847	7,187	5,277	0.92
	社会的事業者等	19	365	408	301	1.12
	小計	1,625	36,845	36,628	27,016	0.99
						73.3%
10月開講	職業横断的ITスキル	609	12,886	12,123	9,282	0.94
	基礎演習	137	3,292	2,794	2,250	0.85
	実践演習	706	17,030	17,947	12,857	1.05
	介護系	124	3,251	3,779	2,566	1.16
	医療事務系	78	2,016	2,474	1,692	1.23
	情報系	189	4,526	4,661	3,396	1.03
	その他	315	7,237	7,033	5,203	0.97
	社会的事業者等	28	483	455	362	0.94
	小計	1,480	33,691	33,319	24,751	0.99
						73.5%
11月開講	職業横断的ITスキル	497	10,216	9,262	7,128	0.91
	基礎演習	129	3,359	2,977	2,440	0.89
	実践演習	677	16,151	15,709	11,430	0.97
	介護系	92	2,362	2,946	1,895	1.25
	医療事務系	62	1,536	1,649	1,151	1.07
	情報系	184	4,214	4,000	3,003	0.95
	その他	339	8,039	7,114	5,381	0.88
	社会的事業者等	19	371	286	243	0.77
	小計	1,322	30,097	28,234	21,241	0.94
						70.6%
12月開講	職業横断的ITスキル	564	11,933	10,615	8,326	0.89
	基礎演習	100	2,482	1,953	1,623	0.79
	実践演習	743	17,778	16,403	12,269	0.92
	介護系	117	3,035	3,588	2,435	1.18
	医療事務系	82	2,017	1,903	1,440	0.94
	情報系	193	4,552	4,359	3,274	0.96
	その他	351	8,174	6,553	5,120	0.80
	社会的事業者等	16	218	200	173	0.92
	小計	1,423	32,411	29,171	22,391	0.90
						69.1%
1月開講	職業横断的ITスキル	163	3,169	2,659	2,133	0.84
	基礎演習	22	506	374	305	0.74
	実践演習	198	4,491	3,891	3,030	0.87
	介護系	40	950	1,027	737	1.08
	医療事務系	32	809	758	603	0.94
	情報系	35	752	572	454	0.76
	その他	91	1,980	1,534	1,236	0.77
	社会的事業者等	2	40	31	26	0.78
	小計	385	8,206	6,955	5,494	0.85
						67.0%
22年度計	職業横断的ITスキル	5,044	105,222	105,994	78,586	1.01
	基礎演習	1,186	28,588	25,980	20,476	0.91
	実践演習	5,437	129,384	147,756	98,695	1.14
	介護系	1,029	26,555	37,037	22,246	1.39
	医療事務系	650	16,311	20,033	13,294	1.23
	情報系	1,318	30,644	34,814	23,593	1.14
	その他	2,440	55,874	55,872	39,562	1.00
	社会的事業者等	150	2,422	2,250	1,779	0.93
	小計	11,817	265,616	281,980	199,536	1.06
						75.1%

※ 応募倍率=応募者数／定員数、定員充足率=入校者数／定員数、中止コース等を含まない

未就職卒業者向け基金訓練について「基礎演習」において、合宿型若者自立プログラムについては「社会的事業者」において計上

訓練・生活支援給付の受給資格認定件数(月別)

(単位:件)

	全体	基金訓練 受講者	公共職業訓練 受講者
21年7月	34	0	34
21年8月	995	364	631
21年9月	1,630	463	1,167
21年10月	2,449	1,049	1,400
21年11月	3,974	2,285	1,689
21年12月	6,827	4,551	2,276
22年1月	5,673	4,170	1,503
22年2月	5,581	4,538	1,043
22年3月	10,278	8,917	1,361
21年度計	37,441	26,337	11,104

	全体	基金訓練 受講者	公共職業訓練 受講者
22年4月	11,929	9,378	2,551
22年5月	11,758	10,293	1,465
22年6月	15,374	14,015	1,359
22年7月	14,423	12,655	1,768
22年8月	14,056	12,762	1,294
22年9月	13,834	12,185	1,649
22年10月	18,304	15,821	2,483
22年11月	14,890	13,301	1,589
22年12月	17,717	15,828	1,889
23年1月	7,037	6,228	809
22年度計	139,322	122,466	16,856

※ 平成23年1月18日現在

## 訓練・生活支援給付・受給資格認定者年齢別分布

(平成21年度)

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	21年度計
<b>単身</b>	266	4,747	8,485	6,767	3,917	1,158	25,340
<b>扶養者あり</b>	14	1,230	4,071	4,110	2,025	651	12,101
<b>計</b>	280	5,977	12,556	10,877	5,942	1,809	37,441

※ 平成22年3月31日までの認定状況

(平成22年度)

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	22年度計
<b>単身</b>	2,722	21,642	28,057	22,930	14,896	5,628	95,875
<b>扶養者あり</b>	82	5,557	14,053	14,203	6,987	2,565	43,447
<b>計</b>	2,804	27,199	42,110	37,133	21,883	8,193	139,322

※ 平成22年4月1日から平成23年1月18日までの認定状況

訓練・生活支援資金融資実施件数（平成21年8月～）

平成22年3月31日現在

(件、千円)

21年8月分		21年9月分		21年10月分		21年11月分		21年12月分		22年1月分		22年2月分		22年3月分		21年度計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
59	11,580	158	30,100	353	79,612	367	88,423	927	211,583	849	195,905	970	221,348	1,229	284,279	4,912	1,122,830

平成22年12月31日現在

22年4月分		22年5月分		22年6月分		22年7月分		22年8月分		22年9月分		22年10月分		22年11月分		22年12月分		22年度計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額										
1,488	377,040	1,532	445,989	1,809	463,945	2,132	546,750	2,024	480,933	1,834	436,215	2,001	493,840	2,270	541,870	2,168	520,245	17,258	4,306,827

## 緊急人材育成支援事業に係る予算執行状況について(23年1月18日現在)

(単位:千円)

	執行額	予算額	執行率
訓練・生活支援給付	56,816,700	130,062,760	43.7%
訓練奨励金	34,102,880	131,265,000	26.0%
新規訓練設定奨励金	8,881,717	9,798,000	90.6%
その他(人件費、運営費等)	3,734,518	19,467,058	19.2%
合計	103,535,815	290,592,818	35.6%

※ 次の理由から、上記の執行額に加え、今後支払を要する額は大幅に増加する見込み。

- ① 訓練受講者数が目標を大きく上回る状況で推移していること。
- ② 訓練奨励金が訓練終了後(訓練開始から3か月経過ごと)に、訓練期間中の受講生の出席状況等を確認した上で支給されるものであること、訓練・生活支援給付が訓練開始後1か月ごとに支給されるものであること。